

インド税務およびビジネス法アップデート
(2022年度第3四半期)

(2023年2月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

ニューデリー事務所

ビジネス展開支援課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ニューデリー事務所が現地会計事務所 Grant Thornton Bharat LLP に作成委託し、2023年1月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Grant Thornton Bharat LLP は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Grant Thornton Bharat LLP が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ビジネス展開・人材支援部 ビジネス展開支援課

E-mail：BDA@jetro.go.jp

ニューデリー事務所

E-mail：IND@jetro.go.jp

The logo for JETRO (Japan External Trade Organization) is displayed in a large, bold, serif font. The letters are black and have a classic, slightly ornate appearance.

目次

Sr. No.	概要	ページ数
1	1961 年所得税法	P.1
2	GST 法	P.2~4
3	1962 年関税法	P.4~5
4	2015-20 年度外国貿易政策	P.5~6
5	その他	P.7

インド税務およびビジネス法アップデート(2022年度第3四半期)

Sr. No	項目	概要	引用文献
1961年所得税法			
1	Form 10F の電子申告義務の免除	1961年所得税法上 PAN の取得義務がなく、PAN を保有していない非居住納税者は、2023年3月31日まで Form 10F の電子申告の義務が免除される。しかし、上記の非居住納税者は2023年3月31日まで従来の方法に基づき Form 10F の原本を作成し、コンプライアンスを遵守しなければならない。	https://incometaxindia.gov.in/communications/notification/notification-e-filing.pdf F. No. DGIT(S)-ADG(S)-3/e-Filing Notification/Forms/2022/9227
2	2022年財政法の規定に関する説明書 (explanatory notes to the provisions of Finance Act, 2022)	直接税中央員員会は2022年財政法の規定に関する説明書 (explanatory notes) を発行した。以下の項目を含むさまざまな改正を扱っている。 <ul style="list-style-type: none"> ● Cash credits (1961年所得税法第68条) ● 科学研究に関する支出 (同法第35条) ● 実際の支払時にのみ認められる特定の控除 (同法第43B条) ● 非対面型税務調査 (Faceless Assessment) (同法第144B条) ● 所得税申告 (同法第139条) ● 評価 (assessment)、再評価 (reassessment)、再計算 (re-computation) の期限 (同法第153条) ● 源泉徴収漏れに関する罰則 (同法第271C条) 	https://incometaxindia.gov.in/communications/circular/circular-23-2022.pdf Circular No. 23/2022-Income Tax

Sr. No	項目	概要	引用文献
GST 法			
1	2021-22 年度の仕入税額控除 (input tax credit : ITC) の利用および請求書の修正期限を延長	間接税関税中央委員会は、Form GSTR-9 における 2021-22 年度 (financial year) の仕入税額控除 (input tax credit : ITC) の利用および請求書の修正期限を 2023 年 11 月 30 日まで延長することを通知した。	https://taxinformation.cbic.gov.in/view-pdf/1009548/ENG/Notifications Notification No. 22/2022- Central Tax
2	不当利得防止のためにインド競争委員会 (Competition Commission of India) を任命	2022 年 12 月 1 日、中央政府はインド競争委員会 (Competition Commission of India) を任命し、GST 登録者 (registered person) が ITC の利用または政府による税率の削減から得られる便益を物品またはサービスの価格に反映しているか、否かを調査する。	https://taxinformation.cbic.gov.in/view-pdf/1009556/ENG/Notifications Notification No. 23/2022- Central Tax
3	Inverted duty structure (IDS) の下での還付請求の明確化	間接税関税中央委員会は以下を明確化した。 <ul style="list-style-type: none"> ● 2022 年 7 月 5 日付の Notifications No. 14/2022- Central Tax に基づく Inverted duty structure (IDS) の下での還付に関する計算式の修正は 2022 年 7 月 5 日から適用される。 ● 2022 年 7 月 13 日付の Notifications No. 9/2022- Central Tax に基づく Inverted duty structure (IDS) の下での特定の物品に関する未使用の ITC の還付制限は 2022 年 7 月 18 日から適用される。 	https://taxinformation.cbic.gov.in/view-pdf/1003131/ENG/Circulars Circular No.181/13/2022-GST
4	移行クレジット (Transitional Credit) に関するガイドライン	間接税関税中央委員会は最高裁判所の判決を受け、2022 年 10 月 1 日から 2022 年 11 月 30 日までの 2 カ月間、移行クレジットを利用するための申請書である Form TRAN-1/TRAN-2 を共通ポータルで提出するためのガイドラインを発行した。	https://taxinformation.cbic.gov.in/view-pdf/1003132/ENG/Circulars Circular No.182/14/2022-GST
5	2017 年 CGST 規則の改正 (2022 年第 5 回)	当該通達により 2017 年 CGST 規則のさまざまな項目が改正された。主な内容は下記のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ● 同規則 8(4A)の修正 : GST の登録申請を完了するために Aadhaar 認証が必要となる。 ● 同規則 9 : リスクパラメータに基づいて選定された者に関して事業の場所の視察が行われた後に GST 登録が承認される。 	https://taxinformation.cbic.gov.in/view-pdf/1009584/ENG/Notifications Notification No. 26/2022- Central Tax

		<ul style="list-style-type: none"> 同規則 37A を挿入：供給者が GST を未納付の場合の仕入税額控除（input tax credit：ITC）の取り消しとその再取得に関する規定が挿入される。 同規則 88C を挿入：GST 登録者が GSTR 1 において GSTR 3B よりも過大な未払税額を申告した場合、通知書の受領日から 7 日以内に以下を行わなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> - GSTR 1 と GSTR 3B の差額の未払税額と利息を支払う。 - 共通ポータルにて前述の差異理由を説明する。 同規則 59(6)(d)を挿入：GST 登録者は GSTR 1 において GSTR 3B よりも過大な未払税額を申告した場合、GST 登録者は同規則 88C にて通知された金額を納税するか、前述の差異理由を説明しない限り、その後の期間の GSTR 1 での outward supplies に関する詳細の提出が許可されない。 	
6	GSTR 3B と GSTR 2A の仕入税額控除（ITC）の不一致の処理に関する明確化	2017～18 年度および 2018～19 年度（financial year）の GSTR 3B と GSTR 2A 間の仕入税額控除（Input Tax Credit：ITC）の不一致に対する処理についての所定の手続きを明確化した。当該指示は、2017～18 年度および 2018～19 年度の精査（scrutiny）/監査（audit）/調査（investigation）における進行中の手続きにのみ適用され、終了した手続きには適用されない。	https://taxinformation.cbic.gov.in/view-pdf/1003135/ENG/Circulars Circular No. 183/15/2022- GST
7	供給地（POS）が IGST 法第 12 条（8）に基づく場合の仕入税額控除（ITC）の適用要件の明確化	間接税関税中央委員会は、IGST 法第 12 条（8）に基づく供給地（place of supply：POS）がインド国外である場合で、サービスの供給者と受領者がインド国内にいる場合の仕入税額控除（input tax credit：ITC）の適用要件を明確化した。当該規定に基づき ITC はサービスの受領者が利用できることを明確にした。	https://taxinformation.cbic.gov.in/view-pdf/1003136/ENG/Circulars Circular No. 184/16/2022- GST
8	2017 年 CGST 法第 75 条（2）の適用性に関する明確化	2017 年 CGST 法第 73 条（1）に基づく通知により、担当官（proper officer）が支払うべき税額を再決定する期限は、上訴当局（appellate authority）、上級裁判所（appellate tribunal or the court）による指示の伝達日から 2 年と明確化された。	https://taxinformation.cbic.gov.in/view-pdf/1003137/ENG/Circulars Circular No. 185/17/2022- GST
9	保険会社による No Claim Bonus の課税性と電子請求書制度（e-invoicing）の	<p>通達により以下を明確化した。</p> <ul style="list-style-type: none"> GST は、No Claim Bonus を控除した後の保険契約者が保険会社に支払う実際の保険料額に対して課税される。 	https://taxinformation.cbic.gov.in/view-pdf/1003138/ENG/Circulars

	適用性に関する明確化	<ul style="list-style-type: none"> 電子請求書 (e-invoice) の作成義務の免除は、企業の属する業種に依拠し、企業が行う個々の供給 (supply) の内容によって制限されるものではない。 	Circular No. 186/18/2022- GST
10	GST 未登録者 (unregistered person) による還付申請方法の規定	間接税関税中央委員会は、GST を負担したものの、契約が後に解除された GST 未登録者 (例：建設契約や長期保険契約で、供給者が GST に関する credit note を発行する法定期限を超えている場合など) による GST の還付方法を通知した。	https://taxinformation.cbic.gov.in/view-pdf/1003140/ENG/Circulars Circular No. 188/20/2022- GST
Sr. No	項目	概要	引用文献
1962 年関税法			
1	1962 年関税法第 51A 条における預託金 (deposits) 免除の延長	間接税関税中央委員会は、1962 年関税法第 51A 条における預託金 (deposits) の免除を 2023 年 4 月 1 日まで延長した。	https://taxinformation.cbic.gov.in/view-pdf/1009561/ENG/Notifications Notification No. 99/2022-Customs (N.T.)
2	電気亜鉛めっき鋼にアンチダンピング税 (Anti-Dumping Duty) を賦課	中央政府は 5 年間で、韓国、日本、シンガポールからインドへ輸出される電気亜鉛メッキ鋼に対してアンチダンピング税を課すことを通知した。	https://taxinformation.cbic.gov.in/view-pdf/1009533/ENG/Notifications Notification No. 29/2022-Customs (ADD)
3	鋳造アルミホイール (Cast Aluminum Alloy Wheels) または合金ロードホイール (Alloy road Wheels : ARW) にアンチダンピング税を賦課	中国から輸出される自動車に使用される鋳造アルミホイール (Cast Aluminum Alloy Wheels) または合金ロードホイール (Alloy road Wheels : ARW) にアンチダンピング税を課すことを通知した。	https://taxinformation.cbic.gov.in/view-pdf/1009559/ENG/Notifications Notification No. 30/2022-Customs (ADD)
4	AEM (Anonymized Escalation Mechanism) に関する通達	AEM(Anonymized Escalation Mechanism)への申し立てが速やかに対処されるよう、コミッショナーが申立事案の処理状況を監視する必要性を喚起するために当該通達が発行された。AEM(Anonymized Escalation Mechanism)では、輸入者または関税ブローカーが遅延している輸入申告に対して円滑な通関を申し立てる仕組みである。	https://taxinformation.cbic.gov.in/view-pdf/1003130/ENG/Circulars Circular No.23/2022-Customs

5	特定の食用油とレンズ豆に対する既存の輸入関税譲許の延長	特定の食用油とレンズ豆に対する既存の輸入関税譲許 (concessional import duties) を 2024 年 3 月 31 日まで延長することを通知した。	https://taxinformation.cbic.gov.in/view-pdf/1009588/ENG/Notifications Notification No. 65/2022-Customs
6	関税に関する協定 (CMAA) を日本およびフィリピン共和国と締結	関税に関する協定 (Cooperation and Mutual Administrative Assistance: CMAA) を日本およびフィリピン共和国と締結することが通知された。	https://taxinformation.cbic.gov.in/view-pdf/1009580/ENG/Notifications Notification No. 111/2022-Customs N.T
7	郵便輸出専用の自動化システムの導入	インド国内の郵便局 (post offices) の広大なネットワークを活用し、中小企業 (Micro, Small and Medium Enterprises : MSME's) が電子商取引 (e-commerce) やその他の媒体を通じて世界市場に輸出できるようにするため、間接税関税中央委員会は郵政省 (Department of Posts : DoP) と共同で、郵便輸出専用の自動化システムである Postal Bill of Exports (PBE) を開発した。	https://taxinformation.cbic.gov.in/view-pdf/1003134/ENG/Circulars Circular No. 25/2022-Customs
Sr. No	項目	概要	引用文献
2015-20 年度外国貿易政策			
1	化学品および関連製品に関する SION の停止	商工省商務局・外国貿易部 (Directorate General of Foreign Trade : DGFT) は化学品および関連製品の輸出に関するスタンダード・インプット・アウトプット規則 (Standard Input Output Norms : SION) をただちに停止することを通知した。	https://content.dgft.gov.in/Website/dgftprod/ecca7a80-f79b-4d81-bf55-3d6357579e08/PN%2030-English.pdf Public Notice No. 30/2015-20
2	2015~20 年外国貿易政策手続きハンドブック GAER の規定と手続きに関する項目の挿入	商工省商務局・外国貿易部 (DGFT) は 2015~20 年外国貿易政策手続きハンドブックにて、インドに輸入した SCOMET (特定化学品、微生物、素材、設備、技術など) 品目を修理後に輸出する際の一般承認 (General Authorization for Export after Repair : GAER) の規定と手続きを定めた項目 2.79C(D)を挿入することを通知した。	https://content.dgft.gov.in/Website/dgftprod/0fb962de-c373-49d5-876b-95c2c1f5482b/Public%20Notice%2031%20English.pdf Public Notice No. 31/2015-20

3	EPCG スキームにおける輸出代金をインドルピーにて受領することを許可	2022年7月11日付 RBI's A.P. (DIR Series) Circular No. 10 を受け、2015～20年外国貿易政策手続きハンドブックの項目 5.11 を修正し、EPCG スキームにおける輸出代金をインドルピーにて受領することを許可した。これは即時適用される。	https://content.dgft.gov.in/Website/dgftprod/87789704-368a-4b07-b2ff-1299551bfdd3/PN%2035%20dt%2009-11-22%20Eng.pdf Public Notice No. 35/2015-20
4	2015～20年外国貿易政策手続きハンドブックの項目 5.19 に基づく平均輸出義務の軽減措置	2015～20年外国貿易政策手続きハンドブック項目 5.19、平均輸出義務の軽減に関する規定が 2023年3月31日まで延長される。産業/製品グループの総輸出が 2020～21年と比較して 2021～22年に 5%超減少した場合、その年の平均輸出義務は、該当する産業の輸出の減少に比例して軽減される。	https://content.dgft.gov.in/Website/dgftprod/f036296b-be91-4df7-864c-b648ac9bd80e/PC%20No.%2044%202015-20%20Relief%20in%20Average%20Export%20Obligation%20in%20terms%20of%20the%20para%205.19%20of%20Hand%20Book%20of%20Procedures%20(HBP)%20of%2020FTP%202015-20%20..pdf Circular No. 44/2015-20
5	2015～20年外国貿易政策 Appendix 2T (輸出促進協議会 / Commodity Boards / Export Development Authorities のリスト) の改正	商工省商務局・外国貿易部 (DGFT) は 2015～20年外国貿易政策の Appendix 2T の EOU および SEZ 輸出促進協議会 (Export Promotion Council for EOU and SEZ : EPCES) により管轄される製品を改訂した。この改訂は即時適用される。	https://content.dgft.gov.in/Website/dgftprod/764d9f21-a57a-49f9-b649-ae4849a312a7/ENG%20PN%20EPCES.pdf Public Notice No. 45/2015-20
Sr. No	項目	概要	引用文献
その他			
1	APAR の提出期限	従業員積立基金機構 (EPFO) は、2021～22年度の年次業績評価報告書 (Annual Performance Assessment Report : APAR) の電子提出の期限を通知した。	APAR_03102022.pdf (epfindia.gov.in) File No. HRM-IX/APAR/2021-2022/Timelines/11146